

中間競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。

ゆとり、均等待遇、なごみ差別。

ユニオンは労基法裁判に勝利を！

Twitterページを開設しました！ 未来のツクナツバーも見れます。 <https://twitter.com/Unionkyusyu> ユニオン長崎で検索！

# パワハラ防止法施行から2年 ハラスメントは無くなったと言えますか

# 未来

郵政産業ユニオン  
**PIWU**  
全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4267  
22年7月19日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。  
一昨年6月1日、企業にパワハラ防止対策を義務付ける「改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）」が施行されて2年が経過しました。

日本郵政では、パワハラやいじめ・嫌がらせなどハラスメントが多くあつていきます。さいたま新都心局をはじめ、大阪や北海道などでも自死を選ばざるを得ないほど追い詰められた、凄惨なハラスメントもありました。

また、福岡県では2018年に、内部通報を行った郵便局長に対して地区統括局長（以下「元統括局長」）が通報者を特定する行為および、通報者に対するパワーハラスメントを行いました。この事件では内部通報を受けたコンプライアンス統括部を担

当する役員が、元統括局長に伝えたことから、通報者に対するパワハラが起きたとあります。

この事件について日本郵便は、昨年7月16日「内部通報に関する適切な取り扱いについて」という調査結果等の報告書を明らかにしました。



言うまでもなく内部通報窓口は「ハラスメント被害」から社員を守る最

後の砦です。命がけですがる思いで相談したにもかかわらず、窓口担当者、被通報者に情報を漏らすのでは相談・通報できるわけがありません。この問題及び改善は日本郵政のハラスメント撲滅に向け大変重要なことだと考え、日本郵便の報告を掲載します。

尚、紙面の都合で一部のみの紹介となります。詳しくは日本郵政のホームページで確認できます。

この改善策では、「社員の声は財産であり、声を寄せる社員も財産である

との認識のもと、社員が安心して声を寄せられる制度へと再構築すべく、調査体制の導入を予定してまいります。」とあります。

**STOP! パワハラ**

パワハラは、被害者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに職場環境を悪化させるもので決して許されない行為です。

<b>身体的な攻撃</b>	<b>精神的な攻撃</b>
<b>人間的関係からの切断</b>	<b>過大な要求</b>
<b>過小な要求</b>	<b>権力の侵害</b>

職場は人生の中で多くの時間を過ごす場所です。ここで、パワハラを受けることにより、人格や尊厳を傷つけられたり、仕事への意欲や自信をなくしたり、

また、こうしたことが心の健康の悪化につながり、場合によっては休職や退職に追い込まれたり、生きる希望を失うことさえあります。

パワハラ防止法では企業は「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置」を取ることとされています。法制化によって、各企業が、よりパワハラ対策を強化することになったわけですが、法律だけではパワハラが防げるわけではありません。

「パワハラは自分には関係ない。行うことは無いし、されることもない」と思わず、誰しもが加害者にも被害者になると考え、皆が職場を注視し、自分を、社員を守らなければなりません。

内部通報に関する不適切な取り扱いについて  
2021年7月16日 日本郵便株式会社

1 社内調査の目的  
福岡県筑前東部地区連絡会における内部通報に関する事案は、日本郵便のみならず、日本郵政グループ全体の内部通報制度に対する社員などの信頼を毀損することになりました。（以下略）

2 事案の概要  
2018年10月、福岡県筑前東部地区連絡会に所属する複数の郵便局長が、同連絡会に所属する他の郵便局長に関する内部通報を行いました。2018年12月以降、同連絡会の地区統括局長（被通報者の父／以下「元統括局長」）が通報者を特定する行為におよび、その後、他の郵便局長を巻き込んで通報者に対するパワーハラスメントを行いました。通報者を特定する行為およびパワーハラスメントを行った郵便局長9名に対しては、2021年3月、停職2名を含む懲戒処分を行いました。その後、本事案に関連し、元統括局長の行為が刑事裁判で有罪判決を受けました。

3 調査結果  
(1) 略  
(2) 日本郵便の見解  
元常務が、通報者が推測される内容を伝えたことは、通報者を特定することにつながりかねず、内部通報制度の趣旨に照らして不適切であったと認識しております。またこの行為によって、結果として日本郵政グループの内部通報制度に対する社員などの信頼を毀損することになったものと考えています。（以下略）  
\*日本郵便ホームページ ニュースリリースより転載